

第 22 回 定例農業委員会議事録

令和4年5月6日（金）午後2時より、市役所本庁舎8階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（15名）

	8	清水 峰幸			
2	佐竹 静	9	林 新太郎		
3	棚橋 新一	10	國枝 義見	17	辻元 政博
4	岩井 豊太郎	11	高橋 滋	18	高橋 美和子
5	森 千尋	12	石原 幸一	19	廣瀬 悦治
6	吉田 和郎	13	山田 敏治		
7	傍島 勝美				

欠席委員（4名）

1	河合 稔	15	高木 正美		
14	吉田 幹夫	16	日比 育緒		

その他の出席者（5名）

守屋事務局長	浅野課長	小野主査
竹中事務局次長	堀主幹	

議案

議案第513号 土地現況確認申請について

議案第514号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第515号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第22号 農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長

ただいまから、第22回定例農業委員会を始めたいと思います。

本日の議事録署名者に、8番 清水委員、11番 高橋委員の両名の方をお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第513号、土地現況確認申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹

議案第513号、土地現況確認申請について、説明させていただきます。

農地法の適用を受けない土地（農地法第2条第1項の農地）の現況確認という形で、申請されたものです。

H10.11.1県通達により、公的証明により現況が農地でない証明、例えば、建物の建築年のわかる課税証明又は登記簿で、20年を超える物であるもの、または、農振農用地区域以外の農地で、公的機関が発行する証明書等により、現況が農地でなくなってから、20年を経過しているもの、または、災害により農地でなくなったものであり、相当程度費用を投じて農地として復旧することが困難であるものは、土地現況確認申請で対応できることになりました。

1番、田、311㎡で、一般個人住宅（車庫）でございます。

1番の申請地は、農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。申請地は現土地所有者が平成29年7月に相続によって取得しましたが、その時点で建築物が存在し、農地性を喪失していました。

このことは、法務局備付の地積測量図及び大垣市が発行する「固定資産課税台帳登録事項証明書」で昭和58年から一般個人住宅（車庫）として利用されていることから確認できます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第514号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第514号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

4件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

1番、所有権移転によります、畑、149㎡で、規模拡大でございます。取得後は野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2番、所有権移転によります、田、955㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

3番、所有権移転によります、田、793㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

4番、所有権移転によります、畑、田、10筆合わせて、4,140㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稻及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいた

しまして、次に移らせていただきます。

議案第515号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第515号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

2ページをお願いします。

4件提案されております。

1番、使用貸借権によります、畑、5筆合わせて、398.91㎡で、農家住宅でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

2番、賃貸借権によります、田、386㎡で調剤薬局駐車場でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、使用貸借権によります、畑、273㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

4番、使用貸借権によります、田、285㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第21号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願います。

小野主査 報告第22号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

3ページをお願いします。

農地法第4条関係届出明細については、6件申請されています。

1番、田、2筆合わせて、1,047㎡で、サービス付き高齢者向け住宅でございます。

2番、田、1,001㎡で、貸駐車場でございます。

3番、田、2筆合わせて、704㎡で、共同住宅でございます。

4番、田、521㎡で、共同住宅（駐車場）でございます。

5番、田、329㎡で、コインランドリーでございます。

6番、田、1,014㎡で、貸駐車場でございます。

農地法第5条関係届出明細については、29件申請されています。

7番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、1,351㎡で、宅地分譲でございます。

8番、所有権移転によります、田、4筆合わせて、1,294㎡で、建売分譲でございます。

4ページをお願いします。

9番、所有権移転によります、田、1,482㎡で、建売分譲でございます。

10番、所有権移転によります、田、1,102㎡で、建売分譲でございます。

11番、所有権移転によります、田、1,140㎡で、宅地分譲でございます。

12番、使用貸借権によります、田、畑、3筆合わせて、795㎡のうち、379㎡で、一般個人住宅でございます。

13番、所有権移転によります、田、1,026㎡で、消防署でございます。

14番、使用貸借権によります、田、337㎡で、福祉業事務所でございます。

15番、所有権移転によります、田、347㎡で、福祉業事務所でご

ございます。

16番、所有権移転によります、田、869㎡で、宅地分譲でございます。

17番、所有権移転によります、田、296㎡で、宅地分譲でございます。

5ページをお願いします。

18番、所有権移転によります、田、397㎡で、貸駐車場でございます。

19番、所有権移転によります、畑、269㎡で、一般個人住宅でございます。

20番、所有権移転によります、田、793㎡で、宅地分譲でございます。

21番、所有権移転によります、畑、165㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

22番、所有権移転によります、田、235㎡で、一般個人住宅でございます。

23番、所有権移転によります、田、198㎡で、一般個人住宅でございます。

6ページをお願いします。

24番、所有権移転によります、田、1,859㎡で、製造業駐車場でございます。

25番、所有権移転によります、畑、121㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

26番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,305㎡で、宅地分譲でございます。

27番、所有権移転によります、田、361㎡で、一般個人住宅でございます。

28番、所有権移転によります、畑、171㎡で、一般個人住宅でございます。

29番、所有権移転によります、田、360㎡で、一般個人住宅でございます。

30番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、273㎡で、建設業駐車場及び資材置場でございます。

7ページをお願いします。

31番、所有権移転によります、田、224㎡で、一般個人住宅でございます。

32番、所有権移転によります、田、137㎡で、一般個人住宅でございます。

33番、所有権移転によります、田、444㎡で、宅地分譲でございます。

34番、所有権移転によります、田、198㎡で、宅地分譲でございます。

35番、所有権移転によります、田、130㎡で、宅地分譲でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、6件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

36番、畑、945㎡でございます。

37番、田、畑、5筆合わせて、1,640.69㎡でございます。

8ページをお願いします。

38番、田、3筆合わせて、7,806㎡でございます。

39番、田、1,558㎡でございます。

40番、畑、田、5筆合わせて、4,995㎡でございます。

41番、田、692㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、23件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

42番、田、畑、12筆合わせて、9,752㎡でございます。

43番、畑、2筆合わせて、365㎡でございます。

9ページをお願いします。

44番、田、畑、3筆合わせて、1,906㎡でございます。

45番、田、732㎡でございます。

46番、田、畑、7筆合わせて、1,855㎡でございます。

47番、田、358㎡でございます。

48番、田、8筆合わせて、5,469.30㎡でございます。

49番、田、2筆合わせて、793㎡でございます。

10ページをお願いします。

50番、畑、田、20筆合わせて、10,219㎡でございます。

11ページをお願いします。

51番、畑、田、15筆合わせて、8,218㎡でございます。

12ページをお願いします。

52番、田、9筆合わせて、5,338㎡でございます。

53番、畑、雑種地(現況:田)、田、8筆合わせて、4,933㎡でございます。

54番、田、112㎡でございます。

13ページをお願いします。

55番、田、8筆合わせて、3,053㎡でございます。
56番、田、畑、3筆合わせて、1,148㎡でございます。
57番、田、畑、2筆合わせて、1,461㎡でございます。
58番、田、2筆合わせて、576㎡でございます。
59番、田、2筆合わせて、576㎡でございます。

14ページをお願いします。

60番、田、畑、9筆合わせて、10,841㎡でございます。
61番、田、雑種地（現況：田）3筆合わせて、1,937㎡でございます。
62番、田、2筆合わせて、3,424㎡でございます。
63番、田、畑、8筆合わせて、7,499㎡でございます。
64番、田、4.63㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「なし」の声）

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

その他、1点事務局から連絡事項がございます。

堀主幹 前回の、定例会に於いて、当市に於ける、農地の利用集積面積について質問がございましたので、この場で報告させていただきます。

当市に於ける利用権の設定面積につきましては、
令和2年度は、936.5ha
令和3年度は、995.3ha

と、推移しておりまして、前年度に対し、58.8haの増加であったことをご報告させていただきます。

以上でございます。

議長

これを持ちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。
次回の開催日は、6月6日（月）午後2時となっておりますので、よろしく願いいたします。どうもご苦労さまでございました。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年5月6日

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

清水峰幸

議事録署名者

高橋 滋